高年齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者情報の提供

―　千葉労働局からの回答要旨　―

標記について、平成 25 年 12 月 25 日に千葉労働局にあっせんしたところ、平成 26 年１月 31 日付けで以下の取り組みを行うとの回答がありました。

以下の措置を講じ、併せて平成 26 年１月 25 日付けで管下公共職業安定所に通知を行なった。

１　紹介時における「高年齢者雇用開発特別奨励金」（以下「特別奨励金」という。）対象労働者であることの確認について

公共職業安定所において、「特別奨励金紹介時チェックリスト」を活用し、紹介時に求職者に対し、「特別奨励金」の要件の確認を行なうように改善を図った。この確認によって「特別奨励金」の支給要件の１つである「１週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者として雇用されていないこと」に加えて、他の支給要件も確認することとした。

２　求職者への説明について

　紹介時に対象労働者でないことが確認できた場合は、「特別奨励金」の支給要件を欠くことになる旨を求職者に説明することとした。

３　「特別奨励金」対象労働者であるという情報の事業所への提供について

　対象労働者の確認を行ない、紹介する場合は、「助成金対象者のご案内」を求職者に交付し、紹介状と共に事業主に渡すよう案内することとした。